

勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書

動物は、我々の生活をさまざまな形で豊かにしてくれるかけがえのない存在である。人の命が大切であるように、動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。

このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、いまだに国民共通の理解として定着するまでに至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が昨年9月1日に施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が増大している。

一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が世界各地で発生し、その流行・制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。そこで、このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会により、人と動物さらには環境と健康が深く一つにつながっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括協定が締結されたところであるが、家畜衛生、公衆衛生の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生業務の中核を担う獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

このような中、獣医師はそれぞれの分野で、高い専門性を駆使して業務を遂行しているが、特に産業動物に従事する獣医師及び勤務獣医師は、休日夜間業務など不規則な勤務対応を余儀なくされることなども多く、就業希望者は少なく安定的な確保が困難となっている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

記

- 1 勤務獣医師の処遇を改善し人材確保を推進するため、国が率先して、国家公務員獣医師の職責及び業務実態等を反映した俸給表の適用、初任給調整手当の創設等を行うこと。
- 2 産業動物診療の基盤となる家畜共済制度については、魅力ある診療体制の確立に向け、共済制度及び運営基盤の充実・強化を図ること。
- 3 都道府県等が、動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むことができるよう、国は、具体的な支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣
農林水産大臣
人事院総裁